

(仮称)岩手沿岸南部広域ごみ処理施設  
整備運営事業

特定事業の選定について

平成19年10月31日

岩手沿岸南部広域環境組合

釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町で構成される岩手沿岸南部広域環境組合（以下「組合」という。）は、（仮称）岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）の趣旨に鑑み実施することとし、同法第 5 条に準じて実施方針を策定し、平成 19 年 6 月 15 日に公表したところである。

このたび、同法 6 条に規定される特定事業に準じる事業（以下「特定事業」という。）として選定したので、同法第 8 条の規定に準じて、その客観的評価の結果を次の通り公表する。

## 1 事業概要等

本事業は、岩手沿岸南部広域環境組合を構成する市町内で発生する一般廃棄物の適正な処理を行うため、（仮称）岩手沿岸南部広域ごみ処理施設（以下「本施設」という。）を整備し、運営及び維持管理を一括して行うことを目的とする。

### （1）建設予定地

岩手県釜石市大字平田第 3 地割 8 1 番地 1

### （2）施設の概要及び規模

ア 計画地面積：21,148 m<sup>2</sup>

イ 処理棟

・施設規模：

①ごみ処理施設（シャフト式ガス化溶解炉）：82.5t/24 時間×2 炉（165t/24 時間）

②破碎処理施設：12t/日

・受入廃棄物：岩手沿岸南部広域内で発生する一般廃棄物等

ウ その他施設：管理棟、計量棟、洗車場、車庫棟、スラグストックヤード、メタルストックヤード、安定化灰ストックヤード等

エ 外構施設等：駐車場、緑地等

### （3）事業方式等

ア 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、選定事業者（選定された入札参加者の構成員及びこの構成員が本事業の運営及び維持管理業務を実施するために株主として出資し設

立する特別目的会社（以下「SPC」という。）で構成され、以下「事業者」という。）が、組合の所有となる本施設について整備、運営及び維持管理を一括して受託するDBO（Design Build Operate）方式とする。

#### イ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・整備期間　：平成20年8月から平成23年3月まで（2年8ヶ月）
- ・運営期間　：平成23年4月から平成38年3月まで（15年間）

#### ウ 事業期間終了後の措置

組合は、事業期間終了後も本施設を継続して公共の用に供する予定である。事業者は、事業期間終了時に本施設を組合の定める明け渡し時の要求水準を満足する状態に保つものとする。

#### エ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおり。

##### ①本施設の整備に係る対価

組合は、本施設の整備に係る対価について、設計企業及び建設企業に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて年度毎に支払うものとする。

##### ②委託料

組合は、SPCが実施する本施設の運営・維持管理業務に対する対価を、委託料として運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定することができるものとする。また、委託料は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。

##### ③売電収入

事業者は、本施設の運営に必要な電力を自らの責任と費用で確保するとともに、本施設の余剰電力について、電気事業者と直接契約することにより得られる売電収入を自らの収入とすることができる。

##### ④資源物の売却収入

事業者は、スラグ、メタル、破碎施設から回収される金属類について、組合から有償で購入した後、資源物として売却し自らの収入とすることができる。なお、購入価格については、社会情勢等を踏まえ見直すことができるものとする。また、有価として扱うことが出来ない場合は、組合と協議の上、その処分及び再利用方

法について決定する。

## 2 組合が直接事業を実施する場合とPFI事業等として実施する場合の評価

### (1) 評価項目

本事業をPFI法の趣旨に鑑みた事業（以下「PFI事業等」という。）として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること、及び事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。

- ①PFI事業等として実施することの定性的評価
- ②組合の財政負担見込額による定量的評価
- ③事業者に移転するリスクの評価
- ④上記による総合的評価

組合の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

### (2) 評価結果

#### ①PFI事業等として実施することの定性的評価

公共サービスの水準については、事業者が有する専門性やノウハウを活かした良質なサービスを、安定的かつ継続的に提供することが期待できる。

#### ②組合の財政負担見込額による定量的評価

##### ア 組合の財政負担額算定の前提条件

本事業を組合が直接実施する場合及びPFI事業等として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、組合が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

組合の財政負担額算定の前提条件

|                   | 組合が直接実施する場合   | P F I 事業等として実施する場合                        |
|-------------------|---|---|
| 財政負担額<br>の主な内訳    | ①建設費<br>②周辺整備費<br>③人件費<br>④用役費<br>⑤点検補修費<br>⑥法定点検費<br>⑦起債金利<br>⑧支援業務費 | ①建設費<br>②周辺整備費<br>③委託料<br>④起債金利<br>⑤支援業務費 |
| 共通の条件             | ①事業期間 整備期間：2年8ヶ月 運営期間：15年<br>②事業内容 要求水準書において想定する事業者の業務範囲<br>③割引率 4%/年 |   |
| 施設整備に<br>関する事項    | 組合の基本計画を参考に設定   | 組合が直接実施する場合に比べ一定割合<br>の縮減が実現するものとして設定     |
| 運営・維持管理<br>に関する事項 | 既存施設の実績又は類似事例を踏まえ<br>て設定  | 組合が直接実施する場合に比べ一定割合<br>の縮減が実現するものとして設定     |

#### イ 組合の財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりとなる。ここでは、組合が直接実施する場合の財政負担額を100とし、指標により比較を行う。

|                 | 財政負担の比較 |
|-----------------|---------|
| 組合が直接実施する場合     | 100     |
| PFI事業等として実施する場合 | 90      |

#### ③事業者に移転するリスクの評価

PFI事業等として実施する場合は、組合が直接実施する場合に組合が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施する。PFI事業等として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が、組合よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

#### ④総合的評価

本事業は、PFI事業等として実施することにより、組合が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた組合の財政負担額について、約10%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をPFI事業等として実施することが適当であると認められるため特定事業として選定する。

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

〒026-8686

岩手県釜石市只越町三丁目9番13号

電話 0193-27-7020

E-mail kitano1154@city.kamaishi.iwate.jp (担当：北野)